フランチャイズ契約の要点と概説

作成日

２０２４年６月改定

株式会社大阪王将

「大阪王将」への加盟をご希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

この度は、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「大阪王将」の名のもとに、中華料理・餃子を主体とした中華料理専門店のフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、飲食業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展して参りました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用頂くためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。
これを実現するため、大阪王将チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から大阪王将とは異なる独自の経営手法を重視され、大阪王将のノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、大阪王将への加盟をお勧めできません。

当社の大阪王将チェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店様が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は、本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。
このように分担を明確にした上で、双方の役割を忠実、且つ積極的に果たすことが、大阪王将店舗の経営成功の鍵なのです。

大阪王将店舗の経営をされるご加盟者の成功が、当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへお進み下さい。

目　　次

項　　目	頁数	法（中小小売商業振興法）及び規則（中小小売商業振興法施行規則）	公正取引会ガイドライン
「大阪王将」への加盟をご希望される方へ	2		
目次	3 4		
第Ⅰ部 株式会社大阪王将と大阪王将チェーンについて **1.　経営理念、運営理念** ＜当社の経営理念＞＜大阪王将運営理念＞	5		
2.　本部の概要 （1）社名（2）所在地（3）役員（4）グループ会社（5）資本金（6）設立（7）事業内容（8）事業の開始（9）主要取引銀行（10）従業員数（11）所属団体	6	規則第10条第2号 規則第10条第5号 規則第10条第1号 規則第10条第3号	
3.　沿革	7 8		
4.　売上・出店状況（直近４事業年度加盟店数の推移）	9	規則第10条6号、11条6号イ	
5.　加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度末日における加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数 ・直近3事業度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	9	規則第11条第6号ロ 規則第11条第6号ハ 規則第11条第6号ニ 規則第10条第7号	
6.　訴訟件数	9		
《フランチャイズ契約の要点》 **1.　契約の名称等** ①契約の名称　②契約の主旨　③オーナー面談	10		2-(2)ｲ 2-(3)-①
2.　売上・収益予測についての説明 ①売上予測　②収益予測	10		
3.　加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 （1）種類と金額（2）各項目の内容 （3）納めていただく時期と方法 （4）当該金額の返還についての条件	10 11	法11条1号、 規則11条1号イ～ホ	2-(2)-ｱ③
4.　オープンアカウント、売上金等の送金	11	規則第10条第13号	3-ｲ-②
5.　オープンアカウント、金銭の貸付･貸付のあっせん等の与信利率	11	規則第10条第14号・15号	2-(2)-ｱ⑤
6.　加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 （1）加盟者に販売又はあっせんする商品の種類 （2）商品等の供給条件（3）配送に関する事項 （4）発注方法（5）売買代金の決済方法（6）在庫管理等 （7）販売方法	11 12	法11条2号、 規則11条2号イ、ロ	2-(2)-ｱ① 3-(1)-ｱ 3-ｲ-(3)
7.　経営の指導に関する事項 （1）開業前研修（2）既存店新入社員研修 （3）加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実地回数	12 13 14	法11条3号、 規則11条3号イ～ハ	2-(2)-ｱ②

項　　目	頁数	法（中小小売商業振興法）及び規則（中小小売商業振興法施行規則）	公正取引会ガイドライン
8.　使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項 （1）使用していただく商標及びサービスマークについて （2）当該表示の使用に際しての条件	14	法 11 条 4 号、 規則 11 条 4 号イ、ロ	
9.　契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 （1）契約の期間（2）契約更新の条件及び手続き （3）契約更新時更新料（4）契約解除の条件 （5）中途解約した場合の違約金 （6）契約終了に伴う措置について	14 15	法 11 条 5 号、 規則 11 条 5 号イ～ハ	2-(2)-ｱ⑦ｲ④
10.　加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 （1）店舗運営指導費の算出（2）店舗運営指導費の内容 （3）商標使用料の算出（4）商標使用料の内容 （5）収めていただく時期及び方法 （6）その他本部に納めていただく金銭	15 16	規則第 10 条第 12 号、 規則第 11 条第 7 号イ～ニ	2-(2)-ｱ④
11.　店舗の営業時間・営業日・休業日	16	規則第 10 条第 8 号	
12.　競合禁止義務の有無	16	規則第 10 条第 10 号	3-(1)-ｱ
13.　守秘義務の有無	16	規則第 10 条第 11 号	
14.　店舗の構造と内外装についての特別義務 （1）店舗構造または内外装（2）店内装飾備品	16 17	規則第 10 条第 16 号	
15.　契約違反をした場合の損害賠償	17	規則第 10 条第 17 号	
16.　事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	17		2-(2)-ｱ⑥
後記 1.　「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書	18 19		

第Ⅰ部　株式会社大阪王将と大阪王将チェーンについて

１．　経営理念、運営理念

＜当社の経営理念＞

時代の変化を的確にとらえ
夢と楽しさと命の輝きを大切にし
食文化の創造を通して
お客様と全てのステークホルダーの
幸福を創造するために当社は存在します。

＜大阪王将運営理念＞

１．　より良い商品・より良いサービスを提供し、
お客様満足度のオンリーワンに挑戦し続けます。

２．　自分の仕事を誇り、常に健康と技術の向上に努め、
すばらしい人が行き交う職場の実現を目指します。

３．　常に思いやり、誠実さを持った行動をし、
お客様・取引先様・社会の信頼を大切に致します。

２.本部の概要

(1) 社　名　　株式会社大阪王将

(2) 所在地　　〒573-0137
大阪府枚方市春日北町一丁目 10 番 10 号
TEL (06) 6399-1161
FAX (06) 6399-1162
URL　https://www.osaka-ohsho.com/

(3) 役員　　代表取締役社長　　文野　幸司
取締役執行役員　　兵藤　宏樹
取締役執行役員　　渡部　卓也

(4) 関連会社　　株式会社イートアンドホールディングス
株式会社イートアンドフーズ
株式会社アールベイカー
株式会社イートアンドインターナショナル
株式会社ナインブロック
株式会社一品香

(5) 資本金　　90,000 千円

(6) 設　立　　2020 年 5 月

(7) 事業内容　　飲食店経営

(8) 事業の開始　　2020 年 5 月

(9) 主要取引銀行　三菱 UFJ 銀行/みずほ銀行/三井住友銀行/りそな銀行

(10) 連結従業員数　従業員 1,705 名【グループ社員・パートアルバイト(8ｈ換算)】
(2024 年 2 月末現在)

(11) 所属団体　　(社) 日本フランチャイズチェーン協会
(社) 日本フードサービス協会
(社) 大阪外食産業協会

3. 沿革

【沿　　革】	
昭和44年 9月	大阪市都島区京橋に「大阪王将」第 1 号店舗が創業
昭和46年 9月	守口市土居に「大阪王将」加盟 1 号店開店
昭和57年 2月	大阪王将総店舗数 100 店達成
昭和63年 3月	全国展開開始
平成 6年10月	枚方市駅前にラーメン専門店を開店
平成 7年 7月	八尾駅前によってこやラーメン加盟 1 号店開店
平成 9年 4月	「よってこや」ラーメン事業部を設立、 自社ブランド「よってこや」での展開開始
平成 9年 5月	新業態「中国創作料理シノワーズ厨花」開店
平成11年 3月	「よってこや」関東に進出、1 号店　恵比寿店開店
平成15年11月	「大阪王将」関東に進出、1 号店　大阪王将新宿店開店
平成16年12月	「大阪王将」香港 1 号店　開店
平成18年 6月	新業態「太陽のトマト麺」錦糸町本店開店
平成19年 4月	新業態「浅草製麺所」開店
平成21年9月	大阪王将 200 店舗達成
平成23年12月	大阪王将 300 店舗達成（大阪王将とれび天下茶屋店）
平成24年 8月	「大阪王将」タイ 1 号店　開店
平成24年10月	「太陽のトマト麺」台湾 1 号店　開店
平成24年11月	「大阪王将」シンガポール 1 号店　開店
平成26年 2月	「大阪王将」フィリピン 1 号店　開店
平成26年10月	「太陽のトマト麺」香港 1 号店　開店
平成27年 8月	「大阪王将」ミャンマー1 号店　開店
平成27年 9月	新業態「ローストビーフ油そば ビースト」歌舞伎町本店　開店
平成28年 3月	「大阪王将」ベトナム 1 号店　開店
平成28年 9月	「大阪王将」台湾 1 号店　開店
平成29年 5月	「大阪王将」インドネシア 1 号店　開店
令和 2年10月	イートアンド株式会社（現株式会社イートアンドホールディングス）からの吸収分割
令和 2年12月	大阪市淀川区(新大阪)へ大阪オフィス移転
令和 3年 1月	伊特安樂餐飲管理（上海）有限公司（中国）設立
令和 4年 4月	東京証券取引所の市場再編に伴い、当社株式を市場第一部からプライム市場へ移行
令和 4年　9月	関東第三工場竣工

4. 売上・出店状況（直近 4 事業年度加盟店数の推移）

・直近 4 事業年度の直営/FC の店舗数推移

年度	直営店	FC 店(VC 店含む)	合計(VC 店含む)
2020 年度	39	266(344)	305(383)
2021 年度	47	233(309)	280(356)
2022 年度	46	223(299)	269(345)
2023 年度	44	226(290)	270(334)

・直近 4 事業年度の直営/FC の売上推移　（千円）

年度	直営店	FC 店	合計
2020 年度	2,593,762	13,121,801	15,715,563
2021 年度	3,091,651	14,157,823	17,249,474
2022 年度	3,139,679	14,983,991	18,123,670
2023 年度	3,446,757	16,777,069	20,223,826

5. 加盟者の店舗に関する事項

・直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2021 年度	13
2022 年度	14
2023 年度	8

・直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を中途で終了した加盟者の店舗数
2021 年度	11
2022 年度	14
2023 年度	17

・直近 3 事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2021 年度	80	6
2022 年度	94	2
2023 年度	88	3

6. 訴訟件数

直近５事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2019 年度	0	0
2020 年度	0	0
2021 年度	0	0
2022 年度	0	0
2023 年度	0	0

《フランチャイズ契約の要点》

<table>
<tr><td colspan="2">1. 契約の名称等</td></tr>
<tr><td>①契約の名称

②契約の主旨

③オーナー面談</td><td>大阪王将フランチャイズチェーン加盟店契約書

「大阪王将」をフランチャイズにて経営することを目的とした加盟契約

加盟契約締結の前に大阪王将本部において、本部視察及び社長・担当役員との「オーナー面談」を実行していただきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">2. 売上・収益予測についての説明</td></tr>
<tr><td>①売上予測

②収益予測</td><td>当社独自の分析による解析と物件調査及び既存店直近売上データの解析により、確率が高いと推測される売上分析を実施しております。

分析によって予測された売上に基づき、当該物件の経済的条件・物理的条件を加え、開業投資金の算出・収益予測を実施しております。</td></tr>
<tr><td colspan="2">3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項</td></tr>
<tr><td>(1) 種類と金額</td><td>①加盟予約金　　一律 250 万円（別途消費税）
※加盟予約金は、大阪王将加盟店契約締結時に
発生する加盟金の一部として充当します。
②加盟金　　一律 500 万円（別途消費税）
※2 店目以降の加盟金は、半額とします。
③開業前研修費　1 人当り 35 万円（別途 宿泊費・消費税）
<table>
<tr><td></td><td>期間</td><td>研修費</td></tr>
<tr><td>基礎研修</td><td>30 日間</td><td>25 万円</td></tr>
<tr><td>実地研修</td><td>30 日間</td><td>10 万円</td></tr>
</table>
④保証金　店舗面積（坪数）×5 万円（1 坪未満切捨て）
但し、保証金の額が 100 万円未満となる場合には、100 万円
例）30 坪店舗　　150 万円
50 坪店舗　　250 万円
⑤開業前開発指導費　　30 万円（別途消費税）</td></tr>
<tr><td>(2) 各項目の内容</td><td>①加盟予約金は出店エリアの確定及び仮契約の対価です。
加盟出店の際は、加盟金の一部として充当します。
②加盟金は次の対価です。
・ ノウハウ開示に対する対価
・ 商標・サービスマーク使用料
・ 店舗設計、設備、デザインの企画料
・ 開店に必要な什器備品等の企画料
・ 開店時宣伝広告の企画料
③開業前研修費は実地研修の材料費を含みます。
④保証金は、食材売掛やその他の本部に対する債務及び契約期間の保証として本部に預けていただきます。
⑤開業前開発指導費は新規オープン準備全般の支援に対する対価です。</td></tr>
</table>

(3) 納めていただく時期と方法	①加盟予約金は、出店エントリーを決定し加盟予約契約の締結時にお支払いただきます。 ②加盟金は、大阪王将加盟店契約の締結時にお支払いいただきます。 ③開業前研修費は、開業前研修の開始前にお支払いいただきます。 ④保証金は、大阪王将加盟店契約時に預けていただきます。 ⑤開業前開発指導費は、大阪王将加盟店契約の締結時にお支払いいただきます。
(4) 当該金額の返還についての条件	①加盟金については、中途解約、契約の満了等いかなる理由があっても返還いたしません。 ②研修費は、研修開始後はいかなる理由があっても、返還いたしません。 ③保証金については、本契約が契約通り終了した際に、本部に対する負債を清算した残金が無利息にて返還されます。
4. オープンアカウント、売上金等の送金	
オープンアカウントは実施していません。	
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率	
オープンアカウントは実施していません。	
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項	
(1) 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類	①「大阪王将」メニューの全商品は、本部が指定する食材・飲料を取り扱うものとします。 ②店舗で使用する営業用消耗品及び一部の什器・備品についても同様といたします。
(2) 商品等の供給条件	①取扱商品は、すべて本部または本部の指定する業者から供給を受けるものといたします。 ②取扱商品は大阪王将加盟店契約の際に設定された店舗でのみ使用する事とし、他店舗での使用、販売等の行為はこれを禁じます。
(3) 配送に関する事項	納品は原則として１日に１回とする。（一部地域除く） 納品時間帯はルート配送で各店の納品予定時間は決定する。 納品時間帯は交通事情により前後するが、検品はドライバーと店舗スタッフの両者で行うこと。 両者確認の上、欠品なき場合は業務完納とする。検品後の欠品発見については相談に応じる。
(4) 発注方法	発注は本部が定めた発注方法にて行います。

(5)売買代金の決済方法	売買代金の請求締切は、毎月 10 日、20 日、月末の 3 回とし、支払いは、締切 7 日後の毎月 17 日、27 日、翌月 7 日の 3 回と定め現金払いとする。但し、支払い日が銀行休業日の場合はその翌日とする。
(6)在庫管理等	加盟店は顧客に対するサービス上、本部が必要と認める数量分まで製品に関する資材すべてを購入して保有していただきます。
(7)販売方法	① 加盟店は本部の指定するレシピ等の基準に従い、品質の均一性を維持し、所定のメニューを維持し商品を販売する。 ②加盟店は本部の指示する調理法に従って商品を製造し、本部の定めるサービス法の基準に従って販売する。本部の承諾を得ず加盟店でのメニュー変更は出来ない。 ③加盟店は本部の承諾なしに本部の指定するもの以外の商品を顧客に提供販売してはならない。 本部は大阪王将フランチャイズシステムに基づく本部の加盟店に対する標準売価を設定し、加盟店はこれを尊重する。

7. 経営の指導に関する事項

(1)開業前研修 ①開業前研修の受講義務	契約店舗を運営する上で必須となる知識、技術、店舗運営ノウハウを身につけていただくための総合カリキュラムで、契約店舗 1 店舗につき、1 号店は 3 名、2 号店以降は 2 名以上の受講、そして、店長を含め、2 名以上の 3 級検定試験の合格が必要となります。
②研修の期間と講習日数	60 日間の教育研修期間を設け、その期間中に 30 日間の基礎講習を実施いたします。検定に合格しない場合、7 日間毎の延長となります。
③研修のための費用	開業前研修費は受講費、教材費、材料費となります。受講者の交通費・飲食費・宿泊費等は、実費ご負担していただきます。
④研修の効果	検定試験を合格した場合、3 級もしくは 2 級の等級資格が与えられます。等級資格については以下の通り更新の必要があります。 初年度：検定を合格した日から 1 年後（前後６ヶ月） 2 回目以降：更新をした日から 2 年後（前後６ヶ月） 失効した場合は 1 年以内であれば「再検定」の合格にて再度取得が可能です。 1 年以上であれば、再び 30 日間の基礎講習を受講する必要があります。 級取得者が所属企業を退職された場合、等級の資格は失効します。

⑤研修の内容	㋑教育センターでの講習内容 以下の内容の講義と実技指導を実施します。 ◆店舗管理者養成研修 a.　当社の理念、沿革、現状に関する知識 b.　業界・業態の変遷、将来性に関する知識 c.　本フランチャイズ・チェーンシステムの概要に関する知識 d.　本フランチャイズ・チェーンシステムのコンセプト e.　店舗運営管理の基本 f.　ホールサービスの基本と基礎実習 g.　調理技術学習と基礎実習 ㋺店舗実地講習 本部の直営店等で以下の内容についての実習を行います。 a.　調理実習 b.　ホールサービス実習
(2)既存店新入社員研修	
①既存店新入社員の受講義務	店舗を運営する上で、必須となる知識、技術、店舗運営ノウハウを身につけていただくための総合カリキュラムで、新入社員の方は必ず受講する義務があります。
②研修の期間	30 日間の教育研修期間を設けております。終了検定の合格を条件とします。（※検定に合格しない場合、7 日間毎の延長となります。）
③研修のための費用	1 名につき 25 万円。（消費税別途） 研修費は受講費、教材費、材料費となります。 受講者の交通費・宿泊費・飲食費等は、実費ご負担していただきます。
④研修の内容	以下の内容の講義と実技指導を実施いたします。 教育センターでの講習内容 ◆店舗管理者養成研修 a.　当社の理念、沿革、現状に関する知識 b.　業界・業態の変遷、将来性に関する知識 c.　本フランチャイズ・チェーンシステムの概要に関する知識 d.　本フランチャイズ・チェーンシステムのコンセプト e.　店舗運営管理の基本 f.　ホールサービスの基本と基礎実習 g.　調理技術学習と基礎実習

(3)加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数 ①開店時指導・援助	契約店舗の開店に際しては、30 日間の範囲で、本部より指導員１名を派遣し、指導にあたります。（宿泊費、交通費は加盟店負担）それを超える人員・日数・時間の支援については、有償にて加盟者の要請に応じ援助いたします。
②店舗運営指導員による訪問指導 （開店月から満１年間の定期巡回指導）	本部の店舗運営指導員が、継続的に経営管理、技術指導、販売促進等、契約店舗の運営に関するあらゆる技術指導を訪問及び電話・ＦＡＸ等により実施いたします。店舗運営指導員による巡回指導を原則月１回行ないます。この継続的なご指導の指導料は、店舗運営指導費によって充当されます。
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	
(1)使用していただく商標及びサービスマークについて	契約店舗の店舗運営について、「大阪王将」チェーンの商標及びサービスマークを使用することが許諾されます。 使用が許諾される登録商標は以下の通りです。
(2)当該表示の使用に際しての条件	上記の表示は「大阪王将」チェーン店舗の経営を目的とすること以外に使用してはなりません。 加盟者が独自に自己の店舗の宣伝のため、チラシ、ポスター、立て看板等を作成・使用する場合は事前に本部の承認を受けていただきます。
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項	
(1) 契約の期間	契約期間は、加盟契約締結日より 5 年間といたします。

(2)契約更新の条件及び手続き	契約期間満了の 6 ヶ月前までに、本部、加盟者いずれかより書面によって契約更新をしない旨の意思表示がない限り、契約は更新され、更新後に於けるフランチャイズ契約の期間は 2 年間とします。
(3)契約更新時更新料	契約更新料として初回更新時 20 万円、次回更新以降 10 万円を契約更新時に現金にて本部へ支払っていただきます。（別途消費税）更新料は理由の如何にかかわらず返還いたしません。
(4)契約解除の条件	本部は加盟者が契約書に掲げる内容に違反した時、あるいは本部または「大阪王将」チェーン全体の名誉を著しく傷つけたり、イメージダウンに繋がる行為等行ったときは、本契約を解除することができます。
(5)中途解約した場合の違約金	加盟店の都合により契約期間中の契約解除に至った場合、本部は加盟店の契約違約金として保証金を返還しません。
(6)契約終了に伴う措置について	本契約が終了した場合、加盟者には以下の事項を処理していただきます。 ①本部が貸与した営業用ツール類をただちに本部に返還していただきます。 ②「大阪王将」チェーンの標章の使用一切をただちに停止し、「大阪王将」チェーンの標章を表示した看板・包装紙・名刺・書類その他一切のものを加盟者の費用で撤去又は廃棄していただきます。 ③本部から指示された本契約の終了に必要な文書類を作成し、本部に提出していただきます。 ④加盟者は、契約店舗で使用していた電話番号を本部または本部の指定する第三者に移転することを認め、その移転の実施に協力していただきます。 ⑤本部に対し支払い債務のある場合は、ただちにお支払いいただきます。
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項	
(1)店舗運営指導費の算出	店舗運営指導費は、店舗開店月から満１年間は月額売上総額の２％とし、２年目以降は、店舗に従事する加盟店の従業員数に応じて、以下のとおり変動します。（別途消費税）※開店月を含む12ヶ月の期間 ① ３級以上が２名以上　＝無し ② ３級以上が１名　＝１％ ③ ３級以上が不在　＝２％
(2)店舗運営指導費の内容	店舗運営指導費は店舗運営指導員による定期巡回指導の対価となります。

(3)商標使用料の算出	商標使用料は、純粋な月額売上総額の１％です。 商標使用料は以下の対価です。
(4)商標使用料の内容	① 商標・サービスマーク類の継続的使用の権利の付与 ② 経営環境の変化（メニュー変更等）に伴い逐次修正されるマニュアルの供与 ③ メール、電話、FAX 等による日常的な指導、販売促進、広告宣伝活動に対する指導
(5)納めていただく時期及び方法	店舗運営指導費・商標使用料は、本部から発行される請求書に基づき、下記の条件で本部指定の銀行口座に振込んでいただきます。 毎月末締請求、翌月７日。
(6)その他本部に納めていただく金銭	
①広告宣伝協賛金	月額２万円の広告宣伝協賛金を毎月納めていただきます。（別途消費税）
②本部運営指導員派遣に際する宿泊費	本部運営指導員の派遣に際して発生した宿泊費については、加盟者にご負担いただきます。
③本部要員派遣支援	開店やセール期間又は人員不足時の派遣要請には、有償にて支援いたします。 （1）１日当たりの支援費（9 時間以内）　20,000 円（別途消費税） （2）それを超えた場合１時間　2,000 円（別途消費税）
④コンピューターシステム利用料	コンピューター・システム利用料として月額３万円を毎月納めていただきます。（別途消費税） ①②③④についての支払い時期と方法は、商標使用料のお支払いに準じます。

11.　店舗の営業時間・営業日・休業日

午前１１時から午後１１時まで営業・年中無休。但し、年末 12/31～1/2　までは休業可。

12.　競合禁止義務の有無

加盟店は本部の書面による事前承認を得た場合を除き、本契約期間中および本契約終了後 2 年間は、同種又は類似の事業に携わり、あるいは第三者をしておこなわせ、又は競合関係にある他社に関与してはならないものとする。

13.　守秘義務の有無

加盟店及びその従業員は、本契約、付帯契約、規定並びにマニュアル、連絡諸文書など本部の指導内容及び大阪王将チェーン運営に関する計画、実施等、その他契約に関して知り得た事項一切を第三者に漏らしてはならない。加盟店及び加盟店の従業員は本契約終了後も前項の守秘義務を負う。

14. 店舗の構造と内外装についての特別義務

(1)店舗構造または内外装	契約店舗の設計については、「大阪王将」チェーン全体のイメージの同一性を保つため、内外装デザイン・看板・設備・使用什器・備品等について、原則として本部もしくは本部指定の設計事務所に依頼するものといたします。（設計料 150 万円(別途消費税)）店舗設計・施工・施工管理に関する費用は加盟者にご負担いただきます。
(2)店内装飾備品	「大阪王将」チェーンでは、営業上のイメージ統一のために店内装飾品は本部の指定するものとさせていただきます。ディスプレイ、広告についても、本部が指定する方法にしたがっていただきます。この際発生する費用は、加盟者にご負担いただきます。

15.　契約違反をした場合の損害賠償

(1) 本部は加盟店により、商標、営業のシンボルマーク及びノウハウに関する権利を侵害された時は加盟店に対して損害賠償を請求することができる。

(2) 損害賠償金額の算定基準は次の通りとする。
加盟店の義務違反の程度に応じ、加盟店に対しその月額商標使用料を基準として、賠償金の支払いを請求します。

16.　事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

補償制度はありません。

記 1.「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項　　目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
「大阪王将」への加盟をご希望される方へ	2			
目次	3 4			
第Ⅰ部 株式会社大阪王将と大阪王将チェーンについて **1.　経営理念、運営理念** ＜当社の経営理念＞＜大阪王将運営理念＞	5			
2.　本部の概要 （1）社名（2）所在地（3）役員（4）主要株主（5）資本金 （6）設立（7）事業内容（8）事業の開始（9）主要取引銀行 （10）従業員数（11）所属団体	6			
3.　沿革	7 8			
4.　売上・出店状況（直近 4 事業年度加盟店数の推移）	9			
5.　加盟者の店舗に関する事項 ・直近 3 事業年度末日における加盟者の店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数 ・直近 3 事業度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	9			
6.　訴訟件数	9			
《フランチャイズ契約の要点》 **1.　契約の名称等** ①　契約の名称　②　契約の主旨　③　オーナー面談	10			
2.　売上・収益予測についての説明 ①　売上予測　②　収益予測	10			
3.　加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 （1）種類と金額（2）各項目の内容 （3）納めていただく時期と方法 （4）当該金額の返還についての条件	10 11			
4.　オープンアカウント、売上金等の送金	11			
5.　オープンアカウント、金銭の貸付･貸付のあっせん等の与信利率	11			
6.　加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 （1）加盟者に販売又はあっせんする商品の種類 （2）商品等の供給条件（3）配送に関する事項 （4）発注方法（5）売買代金の決済方法（6）在庫管理等 （7）販売方法	11 12			
7.　経営の指導に関する事項 （1）開業前研修（2）既存店新入社員研修 （3）加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実地回数	12 13 14			

8.　使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項 （1）使用していただく商標及びサービスマークについて （2）当該表示の使用に際しての条件	14			
9.　契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 （1）契約の期間（2）契約更新の条件及び手続き （3）契約更新時更新料（4）契約解除の条件 （5）中途解約した場合の違約金 （6）契約終了に伴う措置について	14 15			
10.　加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 （1）店舗運営指導費の算出（2）店舗運営指導費の内容 （3）商標使用料の算出（4）商標使用料の内容 （5）収めていただく時期及び方法 （6）その他本部に納めていただく金銭	15 16			
11.　店舗の営業時間・営業日・休業日	16			
12.　競合禁止義務の有無	16			
13.　守秘義務の有無	16			
14.　店舗の構造と内外装についての特別義務 （1）店舗構造または内外装（2）店内装飾備品	16 17			
15.　契約違反をした場合の損害賠償	17			
16.　事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	17			
後記 1.　「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書	18 19			

年　　月　　日

説明者

私 _____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、

加盟希望者 _____の理解をいただきました。

説明者_____印

加盟希望者

私 _____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について、

説明者 _____より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名_____印

企業名 _____